

三重県 木曾岬町議会

(事績1) 政策づくりと監視機能を十分発揮している議会

1. 監視機能を高め議会力向上のため、通年会期制の導入

定例会は年に4回招集され、概ね13日間の会期をとって慎重審議を行っている。議会の大切な役割のひとつである監視機能を充実するため、平成17年5月18日より3つの常任委員会（総務建設常任委員会、教育民生常任委員会、議会広報常任委員会）を設置し、議会に上程された議案について、委員会付託による詳細な質疑、調査を実施することにより、的確な採決結果に結び付けられるよう監視機能の強化を図った。

なお、議会改革の更なる推進に資するため、議会広報に特化した特別委員会を設置することを検討したが、全議員が参画すべきものとの趣意からより広く、全員協議会で議論し、進めていくこととした。なお、定例会前には、議会運営委員会を開き上程議案の内容を聞き、一般質問の方法や会期日程等を協議する。

一般質問では、議長以外のほぼ全議員が質問に立ち、町政を問うている。

その他議員活動では、議員間の自由闊達な討議の場としての議員懇談会を月1回程度実施し、町政（総合計画）にのっとり、協議、検討、調査の場を持ち監視および評価を行っている。調査や検討結果については、議会から首長へ提言書や報告書などを提出するなどして議会としての監視機能を果たしている。

2. 意見書提出権の積極的な活用

内閣総理大臣、国会等に対して積極的に意見書を提出しており、令和5年度は、9月定例会において「義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書」及び「教職員の欠員や不補充を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書」及び「子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書」及び「防災対策の充実を求める意見書」、さらに3月には上記機関に加え県にも「木曾岬干拓地南側の土地利用の推進を求める意見書」の計5件を提出し、議会の意思を表明している。

3. 他の地方議会と連携し、議会活動の充実に努める

議員の資質向上や知識取得のため議員全員で行政視察を年に1回行い、議会改革だけではなく様々な分野の先進地事例を調査研究し、議会運営等について研鑽を積むため議員研修会を年1回行っている。

なお、今年度から年に1回、近隣町村議会と合同での研修会を開催し、相互の情報交換を

行う。

(事績 2) 住民に開かれた議会

議会の審議・活動状況を広く町民に周知し、町民からの負託にこたえるべく議会改革に取り組む中、円滑な町政の推進を図るため、多様な民意の把握に努めるとともに、議会から積極的に情報発信をし、より身近に感じていただけるよう住民に開かれた議会を目指して活動を続けている。

1. こども議会、中学生に対する出前講座（中学生との懇談会）の実施

平成 18 年から教育委員会が主体、町議会が後援として、小学 6 年生を対象に、次世代を担う木曾岬町民を育成するため、行政と町議会の役割や仕組みについて子ども議会を通じて正しく学び、町行政への関心と社会の一員としての意識を深める「こども議会」を実施している。

また、平成 30 年から議会が主体となり、「おでかけ対談」として議会広報常任委員会が町内の個人、団体、企業等との対談（意見交換）を開催した。その中で、中学生との懇談会が特に講評だったことから教育委員会から今後も続けていきたいとの申し出があり、令和 2 年度から教育委員会が主体となり、議員全員が参加し開催することとなった「中学生とのふるさと懇談会」は、中学 2 年生を対象に、次世代を担う木曾岬町の中学生が、年間を通して学んできた地域の姿や課題について町議会議員と意見交換し、将来住み続けたいと思えるまちになるよう提言や行動することで、「将来のまちづくり」への関心や、地域のために考え行動しようとする意欲を高める「中学生とのふるさと懇談会」を実施している。今年度のテーマは「こんな町なら住み続けたい」で、議員を各テーブルに配置することで身近に感じられ、日常生活で困っていることや議員活動等、活発にこどもたちとの意見交換ができた。こどもたちの意見を聞くことは、議員にとって大変重要な刺激のある機会であり、議会の課題にも気づきがあった。

2. 議会だよりの発行

議会の活動状況を広く住民に周知するため「きそさきのギカイ」を年 4 回（2 月・5 月・8 月・11 月）発行し、全戸配布している。各号の編集は、初回のみ全議員 8 名で協議し、第 2 回以降は議会広報常任委員会 4 名が担当し、定例会議や随時会議の概要、委員会の活動や行政視察等町議会の活動をお知らせしている。

より町民の関心を引く紙面となるよう、令和 5 年度は北海道鷹栖町で議員研修を行い、

紙面づくりに関する資質向上を図った。

また、広報紙各所に二次元コードを掲載し、議会ホームページや町 YouTube の議会ページへの円滑な動線になるようにしている。

3. ホームページの活用

本議会は誰でも閲覧できるようホームページを作成し、議会開会前に議会日程と一般質問項目、閉会直後に議決結果と議員別審議結果を閲覧でき、適宜、会議録や政務活動費、議会だよりなども公開し、更新時にはトップページに、記事のリンクが表示され、新しい情報を閲覧しやすくなっている。なお、同時に SNS も活用し議会情報を積極的に周知している。

また、議会活動の軌跡を「議会の動き」として日付ごとに掲載し、細かな議会活動についても閲覧できるようにしている。

4. インターネットや CATV 等の活用

令和 5 年 9 月より、議会への関心を深めていただくため、町のケーブルテレビによる録画配信や町 YouTube の議会ページにおいても、本会議の一般質問の様態をだれでも視聴することができる。初年度である令和 5 年度は 1,400 回程の視聴回数であった。

5. 傍聴しやすい環境整備

議会の傍聴案内を町ホームページや議会広報紙に事前にお知らせし、傍聴者は議会当日に受付で住所・氏名・年齢を受付表に記入するだけで傍聴することができ、議事日程や一般質問一覧を配布し、会議内容をわかりやすくしている。

また、令和 2 年から、議場傍聴席には車椅子が入ることのできるスペースを確保し、階段にはスロープや昇降機を設けており、身体に障害を持つ方にも傍聴しやすい環境を整えている。

6. デジタル技術の活用

令和 4 年 3 月からタブレット端末を導入し、町議会における資料を電子データで管理（ペーパーレス化）することにより、経費の削減と議会運営の効率化を図っている。

また、各種資料や過去の資料の閲覧も容易となり、議会活動の活性化・円滑化と情報共有の強化を図っている。